



行方市消費生活センターでは、市民の皆さんが安全で安心な消費生活を築き、豊かな暮らしを守るために、消費生活に関するトラブルの相談対応、情報の提供を行っています。

市内においても、悪質商法や契約トラブルに関する相談が寄せられています。不安を感じたり、おかしいと思うことがあれば、お気軽にお電話または来所にてご相談ください。

【問い合わせ】行方市消費生活センター（北浦庁舎） ☎ 0291-34-6446

■架空請求はがき・メールに
ご注意ください！

「身に覚えのないはがきが自宅に送られてきた」、「スマートフォンに、現在の事業者をかたるSMS（ショートメッセージサービス）が届いた」とのご相談が多く寄せられています。

大手通販サイト等の実在の事業者をかたって消費者を誤認させるものや、連絡しないと法的措置をとる等と伝え消費者を不安にさせるもの、弁護士を名乗る者が登場する劇場型等、詐欺業者はさまざまな方法で消費者にお金を支払わせようとしています。

支払方法も口座への振り込みだけではなく、消費者をコンビニに行かせてプリペイドカードを購入させ、カード番号をだまし取る場合や、詐欺業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニのレジでお金を支払わせる場合等、さまざまな方法が使われています。

身に覚えのない架空請求はがきやメールが届いても、決して相手に連絡しないで無視しましょう！

消費生活相談特集

気をつけて！

架空請求詐欺！

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方の利用されている契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴訟が提起された事をご通知致します。

管理番号 (03-) 裁判取り下げ最終期日を经过訴訟を開始させていただきます。ひらがな1字、数字3桁

尚、このまま連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立金の下、給付差押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行官による執行証書の交付をご承認いただきますようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年4月1日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター
東京都千代田区霞が関2丁目 〇〇〇〇
取り下げ等のお問い合わせ窓口 〇〇〇
受付時間 9:00~20:00 (日、祝日を除く)

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 〇355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納された総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として現状の提出をされた事を御通知致します。以降、下記に取られた裁判取り下げ最終期日を经过訴訟を開始させていただきます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給付の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承認して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一送郵送させていただきますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談につきましては当局にて受け臨っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月1日

民事訴訟管理センター
〒102-8588
東京都千代田区九段南1-〇〇〇
消費者相談窓口 〇3-〇〇〇〇
受付時間 9:00~20:00

コンテンツ利用料金の精算確認が取れません。本日ご連絡なき場合には法的手続きに移行致します。

← 実在する事業者名 (03-)

SMS(ショートメッセージサービス) に届いたメッセージ。決して連絡しないで、無視しましょう！

このような「架空請求はがき」が、市内の一般家庭に届いています。決して連絡しないでください！

出典：国民生活センターホームページ

■行方市消費者友の会のご紹介

今、私たちの周りでは、若者から高齢者を狙った悪質商法による消費者被害が多発しています。行方市消費者友の会では、私たちの安心・安全なくらしづくりのため、「賢い消費者」を目指し、自ら学び、地域における消費者啓発の活動を行っています。

5月の消費者月間キャンペーンでは、啓発活動として振り込め詐欺の啓発チラシとグッズを配布。なめりーミコットも一緒にお手伝いしました。



ベイシア玉造店にて啓発活動

■詐欺被害に遭わないために

消費生活センターの出前講座を開催しています！

行方市消費生活センターでは、各老人クラブの定例会や地域の集会等で、

出前講座を実施しています。内容は、最近の消費生活相談に関する事例の紹介や対処法について行っています。

消費者被害を未然に防ぐためにも、各地区等での集会や行事等に消費生活センターの出前講座をご利用ください。

お申し込みは、商工観光課（北浦庁舎）0291・35・2111「内線220」までご連絡ください。

■相談受付

行方市消費生活センター

☎ 0291・34・6446（直通）

FAX 0291・34・6465

▼受付時間

月曜日～金曜日

午前9時～正午

午後1時～午後4時（土日・祝日・年末年始は除く）

▼受付場所

行方市役所北浦庁舎1階

（山田2564・10）

■ひばりくん防犯メール

（茨城県警察本部）

左記の登録用メールアドレスに空メールを送信し、返信メールの案内に従って手続きを行ってください。

add@mail1.police.pref.ibaraki.jp

または、下の配信登録用

QRコードを読み取ること
で、アドレスを直接入力する
手間が省けます。



お聞きしました！

行方警察署 生活安全課長 白田 貢さん

茨城県内における「架空請求詐欺」被害の認知件数は、6月末現在で57件、金額はおよそ8千9百万円にも上ります。

架空請求の中でも最近特に多いのが「電子マネー詐欺」。コンビニエンスストアで販売している「Amazonギフト券」や「iTunesカード」、「WebMoney（ウェブマネー）」等のプリペイドカードを購入させ、その番号を聞き出す手法です。行方警察署では、コンビニエンスストア等でのプリペイドカード購入者に対し、店員さんから声を掛けてもらうようお願いしています。

また、ご自宅に不審な電話がかかってきたり、はがきやメールが届いても、決して連絡しないでください。相手は時間や期限を指定し、こちらに考える間を与えません。慌ててしまうと判断がつかなくなります。一呼吸置いて、必ず誰かに相談してください。家族や友人、近所の方、もちろん警察でも構いません。

今後も私たちは、市の消費生活センターと情報共有を図り、防災無線や「ひばりくん防犯メール」を活用して注意喚起を促し、被害を未然に防いでいきます。

おかしいな？と思ったら、
相談してください！

【警察相談専用電話】（24時間対応）

#9110

または

【行方警察署】☎0299-72-0110



行方警察署生活安全課長の白田さん（中央）と課員の皆さん